

【1】岡谷市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

現行	改正案
<p>(組織)</p> <p>第5条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 岡谷市産業振興部長</p> <p>(2) 公共交通事業者等</p> <p>(3) 北陸信越運輸局長野運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(5) 道路管理者</p> <p>(6) 公安委員会</p> <p>(7) 地域公共交通の利用者</p> <p>(8) 学識経験者</p> <p>(9) 市民</p> <p>(10) その他市長が必要と認めた者</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人</p> <p>(3) 監事 2人</p> <p>2 会長は、岡谷市産業振興部長をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、委員の互選により選出する。</p> <p>4 監事は、委員の中から会長が指名する。</p> <p>5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>7 監事は、協議会の会計を監査する。</p> <p>(略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第5条 協議会は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者及び団体等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>公共交通事業者等</u></p> <p>(2) <u>北陸信越運輸局長野運輸支局長又はその指名する者</u></p> <p>(3) <u>一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</u></p> <p>(4) <u>道路管理者</u></p> <p>(5) <u>公安委員会</u></p> <p>(6) <u>地域公共交通の利用者</u></p> <p>(7) <u>学識経験者</u></p> <p>(8) <u>市民</u></p> <p>(9) <u>その他市長が必要と認めた者</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人</p> <p>(3) 監事 2人</p> <p>2 会長は、<u>岡谷市長</u>をもって充てる。</p> <p>3 副会長は、委員の互選により選出する。</p> <p>4 監事は、委員の中から会長が指名する。</p> <p>5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>7 監事は、協議会の会計を監査する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>

【2】岡谷市地域公共交通活性化協議会財務規程 新旧対照表

現行	改正案
<p>(予算)</p> <p>第2条 協議会の予算は、岡谷市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。</p> <p>2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。</p> <p>3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。</p> <p>4 一会計年度に属する歳入歳出の出納に関する事務は、翌年度5月31日までに完結しなければならない。</p> <p>5 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに岡谷市長に送付しなければならない。</p> <p>(予算の補正)</p> <p>第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。</p> <p>2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第5項の規定を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>(決算等)</p> <p>第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第6条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。</p> <p>3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに岡谷市長に送付しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(予算)</p> <p>第2条 協議会の予算は、岡谷市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。</p> <p>2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。</p> <p>3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。</p> <p>4 一会計年度に属する歳入歳出の出納に関する事務は、翌年度5月31日までに完結しなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(予算の補正)</p> <p>第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>(決算等)</p> <p>第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第6条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>

【3】岡谷市地域公共交通活性化協議会協議運賃分科会設置規程 新旧対照表

現行	改正案
<p>(委員)</p> <p>第3条 分科会は次の各号に掲げる団体等に所属する者により構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 岡谷市産業振興部 (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 北陸信越運輸局長野運輸支局 (4) 岡谷市区長会 (5) 岡谷市高齢者クラブ連合会 (6) 岡谷市消費者の会 (7) 岡谷市連合婦人会 <p>2 (略)</p> <p>(分科会委員長)</p> <p>第4条 委員長は前条第1項第1号に規定する者が務める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員長は、分科会の事務を総理する。 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。 <p>(会議)</p> <p>第5条 分科会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員長は、会議の議長となる。 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会議は、原則として非公開とする。 5 会議は、書面にて開催することができる。 <p>(略)</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 分科会<u>の委員は、次に掲げる者及び団体等のうちから会長が委嘱又は任命する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 岡谷市 (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 北陸信越運輸局長野運輸支局 (4) 岡谷市区長会 (5) 岡谷市高齢者クラブ連合会 (6) 岡谷市消費者の会 (7) 岡谷市連合婦人会 <p>2 (略)</p> <p>(分科会委員長)</p> <p>第4条 委員長は、前条第1項第1号に<u>掲げる市の代表者が務める。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員長は、分科会の事務を総理する。 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。 <p>(会議)</p> <p>第5条 分科会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員長は、会議の議長となる。 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 <u>委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができ、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。</u> 5 会議は、原則として非公開とする。 6 会議は、書面にて開催することができる。 <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>

